

## 津市地方創生推進懇談会設置要綱

平成30年10月1日

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき策定した津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に関し広く意見を聴くため、津市地方創生推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に定める施策の効果の検証に関すること。
- (2) その他地方創生の推進に関すること。

### (構成)

第3条 懇談会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体の関係者
- (2) 教育機関の関係者
- (3) 金融機関の関係者
- (4) 労働関係団体の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、政策財務部政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。